

(平成30年2月16日提出)

平成30年2月議会定例会議案  
(平成30年度分)

新 潟 市



## 平成30年2月議会定例会議案（平成30年度分）

### 目 次

議案第 1 号	平成30年度新潟市一般会計予算	1
議案第 2 号	平成30年度新潟市国民健康保険事業会計予算	13
議案第 3 号	平成30年度新潟市中央卸売市場事業会計予算	17
議案第 4 号	平成30年度新潟市と畜場事業会計予算	20
議案第 5 号	平成30年度新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算	24
議案第 6 号	平成30年度新潟市介護保険事業会計予算	27
議案第 7 号	平成30年度新潟市公債管理事業会計予算	32
議案第 8 号	平成30年度新潟市後期高齢者医療事業会計予算	35
議案第 9 号	平成30年度新潟市下水道事業会計予算	39
議案第10号	平成30年度新潟市水道事業会計予算	45
議案第11号	平成30年度新潟市病院事業会計予算	51
議案第12号	新潟市学校教育施設整備基金条例の制定について	56
議案第13号	新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例の制定について	58
議案第14号	新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正について	71
議案第15号	新潟市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正について	72
議案第16号	新潟市再生可能エネルギー等導入推進基金条例の一部改正について	73
議案第17号	新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	74
議案第18号	新潟市亀田市民会館条例の一部改正について	76
議案第19号	新潟市手数料条例の一部改正について	77
議案第20号	新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について	79
議案第21号	新潟市医療法施行条例の一部改正について	80

議案第 2 2 号	新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について・・	8 2
議案第 2 3 号	新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び新潟市公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正について・・	8 3
議案第 2 4 号	新潟市建築関係手数料条例の一部改正について・・	8 5
議案第 2 5 号	新潟市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正について・・	8 6
議案第 2 6 号	新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について・・	8 7
議案第 2 7 号	新潟市消防関係手数料条例の一部改正について・・	9 6
議案第 2 8 号	市道路線の認定及び廃止について・・	別冊
議案第 2 9 号	教育委員会委員の選任について・・	1 0 2
議案第 3 0 号	包括外部監査契約の締結について・・	1 0 3
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について・・	1 0 4

議案第 1 号

**平成 3 0 年度新潟市一般会計予算**

平成 3 0 年度新潟市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 8 0, 2 0 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 5, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 3 0 年 2 月 1 6 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		131,596,997
	1 市民税	63,543,041
	2 固定資産税	48,410,210
	3 軽自動車税	1,938,002
	4 市たばこ税	5,149,995
	5 鉱産税	68,769
	6 入湯税	24,485
	7 事業所税	4,568,597
	8 都市計画税	7,893,898
2 地方譲与税		3,387,020
	1 地方揮発油譲与税	1,392,684
	2 自動車重量譲与税	1,848,662
	3 特別とん譲与税	43,188
	4 航空機燃料譲与税	22,387
	5 石油ガス譲与税	80,099
3 利子割交付金		223,290
	1 利子割交付金	223,290
4 配当割交付金		393,244
	1 配当割交付金	393,244
5 株式等譲渡所得割交付金		400,269
	1 株式等譲渡所得割交付金	400,269
6 分離課税所得割交付金		96,897

款	項	金額
	1 分離課税所得割交付金	96,897
7 道府県民税所得割臨時交付金		1,697,122
	1 道府県民税所得割臨時交付金	1,697,122
8 地方消費税交付金		14,390,543
	1 地方消費税交付金	14,390,543
9 ゴルフ場利用税交付金		21,951
	1 ゴルフ場利用税交付金	21,951
10 自動車取得税交付金		750,544
	1 自動車取得税交付金	750,544
11 軽油引取税交付金		5,184,635
	1 軽油引取税交付金	5,184,635
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金		9,111
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	9,111
13 地方特例交付金		813,000
	1 地方特例交付金	813,000
14 地方交付税		53,543,000
	1 地方交付税	53,543,000
15 交通安全対策特別交付金		269,020
	1 交通安全対策特別交付金	269,020
16 石油貯蔵施設立地対策等交付金		60,276
	1 石油貯蔵施設立地対策等交付金	60,276
17 分担金及び負担金		2,807,156
	1 分担金	157,709
	2 負担金	2,649,447
18 使用料及び手数料		9,445,433

款	項	金額
	1 使用料	6,727,046
	2 手数料	2,718,387
19 国庫支出金		59,619,146
	1 国庫負担金	47,567,222
	2 国庫補助金	11,767,697
	3 委託金	284,227
20 県支出金		17,982,035
	1 県負担金	12,152,445
	2 県補助金	4,336,040
	3 委託金	1,343,550
	4 県貸付金	150,000
21 財産収入		1,066,446
	1 財産運用収入	218,909
	2 財産売却収入	847,537
22 寄附金		371,400
	1 寄附金	371,400
23 繰入金		23,335
	1 基金繰入金	23,335
24 繰越金		1
	1 繰越金	1
25 諸収入		24,871,429
	1 延滞金・加算金及び過料	191,773
	2 貸付金元利収入	22,089,495
	3 受託事業収入	98,274
	4 収益事業収入	1,371,390



款	項	金 額
	5 雜入	1,120,497
26 市債		51,176,700
	1 市債	51,176,700
歲	入 合 計	380,200,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		1,038,435
	1 議会費	1,038,435
2 総務費		42,060,742
	1 総務管理費	38,279,187
	2 徴税費	2,615,189
	3 戸籍住民基本台帳費	459,856
	4 選挙費	332,767
	5 統計調査費	108,716
	6 人事委員会費	92,041
	7 監査委員費	172,986
3 民生費		115,400,590
	1 社会福祉費	10,333,300
	2 児童福祉費	42,398,108
	3 障がい福祉費	20,742,534
	4 生活保護費	17,903,989
	5 老人福祉費	23,983,299
	6 国民年金費	39,360
4 衛生費		25,961,465
	1 保健衛生費	15,051,889
	2 清掃費	10,909,576
5 労働費		1,362,536
	1 労働諸費	1,362,536

款	項	金額
6 農林水産業費		6,344,568
	1 農業費	3,237,116
	2 農地費	2,643,212
	3 水産業費	464,240
7 商工費		16,406,594
	1 商業費	15,001,243
	2 工業費	1,405,351
8 土木費		48,812,723
	1 土木管理費	9,383
	2 道路橋りょう費	20,774,902
	3 港湾空港費	474,006
	4 都市計画費	20,382,127
	5 公園緑地費	2,863,250
	6 都市排水応急対策費	524,695
	7 建築費	2,479,098
	8 住宅費	1,305,262
9 消防費		10,510,654
	1 消防費	10,510,654
10 教育費		60,109,107
	1 教育総務費	9,637,665
	2 小学校費	26,446,188
	3 中学校費	15,123,810
	4 高等学校費	1,511,170
	5 幼稚園費	574,199
	6 特別支援学校費	1,434,162

款	項	金 額
	7 生涯学習費	2,960,629
	8 保健給食費	2,421,284
11 公債費		44,070,185
	1 公債費	44,070,185
12 諸支出金		8,022,401
	1 普通財産取得費	200,000
	2 開発公社費	7,822,401
13 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出	合 計	380,200,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	2 児童福祉費	(仮称)万代・宮浦乳児保育園及び東地域保健福祉センター整備事業	1,050,000	平成30年度	409,000
				平成31年度	641,000
10 教育費	2 小学校費	新通小学校分離新設校建設事業	3,182,000	平成30年度	917,000
				平成31年度	2,265,000

### 第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
(仮称)市役所ふるまち庁舎整備事業 用財産取得契約	平成31年度		4,423,408
(仮称)市役所ふるまち庁舎内装整備 事業	平成31年度		320,000
中央電子計算機システム機器更新事業	平成31年度		3,900
財務会計システムデータ移行事業	平成31年度		8,000
県議会議員選挙運動用ポスター公営掲 示場設置経費	平成31年度		5,589
市議会議員選挙運動用ポスター公営掲 示板設置経費	平成31年度		7,464
新潟市障がい者住宅整備資金融資損失 補償(平成30年度)	資金を貸付けた 日から約定償還 期限到来後2年 を経過した日ま で	約定償還期限到来後1年を経過して、なお元利金(遅延利子を含む。 以下同じ。)が回収されなかった場合に当該未回収の元利金を限度と して融資機関に対して損失補償する。	
新潟市老人居室整備資金融資損失補償 (平成30年度)	資金を貸付けた 日から約定償還 期限到来後2年 を経過した日ま で	約定償還期限到来後1年を経過して、なお元利金(遅延利子を含む。 以下同じ。)が回収されなかった場合に当該未回収の元利金を限度と して融資機関に対して損失補償する。	
新潟市国家戦略特別区域農業保証制度 資金損失補償(平成30年度)	平成30年度から 平成47年度まで	新潟県信用保証協会が新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金のため の信用保証による代位弁済をした場合に、その損失を限度として当 該信用保証協会に対して損失補償する。	
地域環境保全林整備事業用地先行取得 契約[相手方 新潟市土地開発公社]	平成30年度から 平成31年度まで		230,000
道路橋りょう維持補修事業(平成30 年度)	平成31年度		200,000
除雪対策事業(平成30年度)	平成31年度から 平成35年度まで		400,000
都市計画道路秋葉程島線事業用地先行 取得契約[相手方 新潟市土地開発公 社]	平成30年度から 平成31年度まで		152,000
都市計画道路新津新町・大久保線事業 用地先行取得契約[相手方 新潟市土 地開発公社]	平成30年度から 平成31年度まで		74,000
一般国道460号臼井橋旧橋撤去事業 (その1)(平成30年度)	平成31年度		130,000
一般国道460号臼井橋旧橋撤去事業 (その2)(平成30年度)	平成31年度		90,000
主要地方道新潟中央環状線(黒埼工区 )北陸自動車道跨道橋架橋事業(その 1)(平成30年度)	平成31年度		200,000

事 項	期 間	限 度 額
主要地方道新潟中央環状線（黒埼工区）北陸自動車道跨道橋架橋事業（その2）（平成30年度）	平成31年度	140,000
主要地方道新潟中央環状線（黒埼工区）北陸自動車道跨道橋架橋事業（その3）（平成30年度）	平成31年度から平成32年度まで	1,064,000
橋りょう定期点検事業（平成30年度）	平成31年度	12,000
道路橋りょう事業（平成30年度）	平成31年度	200,000
新潟駅高架下交通広場昇降設備設置事業	平成31年度から平成32年度まで	400,000
新潟市火災共済生活協同組合に対して行う支払資金の貸付補償	平成30年度	新潟市内の火災発生に際し新潟市火災共済生活協同組合が行う火災共済事業において、同組合が保有する支払資金をもってしても共済責任を果たすことができないと認められた場合において、100,000千円を限度として貸付けるものとする。
私立高等学校施設整備費補助金	平成31年度から平成50年度まで	634,000
潟東小学校移転改築・潟東中学校一部改築事業	平成31年度	166,200
地方債の共同発行によって生ずる連帯債務（平成30年度）	平成30年度から平成40年度まで	元金1,079,090,000千円及び当該額に対する利子相当額
新潟市土地開発公社事業資金融資債務保証	平成30年度から平成34年度まで	新潟市土地開発公社が、平成30年度において、市長が指定する金融機関から事業資金を借り入れる場合、総額300,000千円に約定利息を加えた額を限度として、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第25条の規定により、その債務を保証するものとする。
新潟市土地開発公社事業資金融資債務保証	平成30年度から平成31年度まで	新潟市土地開発公社が、平成30年度において、市長が指定する金融機関から事業資金を借り入れる場合、総額7,900,000千円に約定利息を加えた額を限度として、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第25条の規定により、その債務を保証するものとする。

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業費	105,700	普通 貸借 又は 債券 発行 (他 の地 方公 共団 体と の共 同発 行を 含む 。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる場合 で、政府資金及び地方 公共団体金融機構資金 について利率の見直し を行った後においては 、当該見直し後の利率	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に 元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法 により、毎年度1期又は2期に償還する。た だし、財政の都合により据置期間中であって も繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利 債に借り換えることができる。
コミュニティ施設整備事業費	423,800			
文化施設整備事業費	862,700			
市民会館整備事業費	5,200			
体育施設整備事業費	130,400			
防災設備整備事業費	26,700			
社会福祉施設整備事業費	1,300			
保育所整備事業費	477,100			
ひまわりクラブ整備事業費	320,000			
障がい福祉施設整備事業費	7,200			
老人福祉施設整備事業費	104,500			
水道事業出資金	471,800			
保健福祉センター整備事業費	1,200			
ごみ処理施設整備事業費	67,400			
農業施設整備事業費	19,100			
農村振興総合基盤整備事業費	2,100			
県営土地改良事業費負担金	257,000			
農業基盤整備促進事業費	28,300			
団体営土地改良事業費	30,700			
漁港整備事業費	129,000			
商工施設整備事業費	22,000			
観光施設整備事業費	4,000			
道路橋りょう整備事業費	10,363,400			
急傾斜地整備事業費	10,700			
新潟空港整備事業費負担金	101,800			
都市計画施設整備事業費	1,013,000			
街路事業費	1,765,600			
公園緑地整備事業費	583,900			
都市排水応急対策事業費	18,000			
公共建築物保全適正化推進事業費	1,700,300			
公営住宅建設事業費	142,000			
消防施設整備事業費	457,500			
植物資料室整備事業費	23,100			
小学校校舎屋体建設事業費	942,700			
小学校大規模改造事業費	150,500			
中学校大規模改造事業費	92,800			
特別支援学校整備事業費	37,500			
公民館整備事業費	78,700			
臨時財政対策費	29,058,000			
退職手当費	1,140,000			



議案第 2 号

**平成 3 0 年度新潟市国民健康保険事業会計予算**

平成 3 0 年度新潟市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 2, 4 4 9, 0 8 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 2 款各項に計上した負担金補助及び交付金の予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

平成 3 0 年 2 月 1 6 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		14,331,453
	1 国民健康保険料	14,331,453
2 国民健康保険税		7,051
	1 国民健康保険税	7,051
3 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
4 県支出金		51,972,688
	1 県補助金	51,972,688
5 財産収入		168
	1 財産運用収入	168
6 繰入金		5,959,309
	1 他会計繰入金	5,959,309
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		178,417
	1 延滞金・加算金及び過料	71,800
	2 雑入	106,617
歳入	合計	72,449,088

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,201,775
	1 総務管理費	1,200,060
	2 徴収費	179
	3 運営協議会費	1,536
2 保険給付費		51,297,111
	1 療養諸費	44,880,480
	2 高額療養費	6,199,611
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	159,668
	5 葬祭諸費	57,350
3 国民健康保険事業費納付金		18,526,962
	1 医療給付費分	12,486,167
	2 後期高齢者支援金等分	4,570,515
	3 介護納付金分	1,470,280
4 保健事業費		797,247
	1 保健事業費	83,406
	2 特定健康診査等事業費	713,841
5 基金積立金		550,353
	1 基金積立金	550,353
6 諸支出金		75,640
	1 償還金及び還付加算金	75,640
歳 出	合 計	72,449,088

## 第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納付お知らせセンター運営事業	平成31年度から 平成32年度まで	20,835

議案第 3 号

**平成 3 0 年度新潟市中央卸売市場事業会計予算**

平成 3 0 年度新潟市の中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 3 0 2, 6 2 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 0 年 2 月 1 6 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 中央卸売市場収入		421,254
	1 使用料	421,253
	2 手数料	1
2 財産収入		123,202
	1 財産運用収入	123,202
3 繰入金		627,380
	1 他会計繰入金	570,139
	2 基金繰入金	57,241
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		130,792
	1 雑入	130,792
歳入合計		1,302,629

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中央卸売市場費		405,004
	1 市場費	405,004
2 公債費		897,275
	1 公債費	897,275
3 基金積立金		50
	1 基金積立金	50
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出 合 計		1,302,629

議案第4号

**平成30年度新潟市と畜場事業会計予算**

平成30年度新潟市のと畜場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ269,296千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年2月16日提出

新潟市長 篠田 昭



第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		140,211
	1 使用料	140,211
2 財産収入		1,197
	1 財産運用収入	1,197
3 繰入金		78,146
	1 他会計繰入金	78,146
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,941
	1 雑入	1,941
6 市債		47,800
	1 市債	47,800
歳入合計		269,296

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 と畜場費		228,931
	1 と畜場費	228,931
2 公債費		40,265
	1 公債費	40,265
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	269,296

## 第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食肉センター施設設備改善工事費	47,800	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 5 号

**平成 3 0 年度新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算**

平成 3 0 年度新潟市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 5 6, 1 3 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 0 年 2 月 1 6 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		2,367
	1 他会計繰入金	2,367
2 繰越金		117,527
	1 繰越金	117,527
3 諸収入		336,244
	1 貸付金元利収入	324,213
	2 雑入	12,031
歳入合計		456,138

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		456,138
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	456,138
歳 出 合 計		456,138

議案第 6 号

**平成 3 0 年度新潟市介護保険事業会計予算**

平成 3 0 年度新潟市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 7, 8 1 1, 4 8 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 2 款各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

平成 3 0 年 2 月 1 6 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 介護保険料		17,013,682
	1 介護保険料	17,013,682
2 使用料及び手数料		8,594
	1 手数料	8,594
3 国庫支出金		17,878,581
	1 国庫負担金	12,913,538
	2 国庫補助金	4,965,043
4 県支出金		11,152,260
	1 県負担金	10,585,994
	2 県補助金	566,266
5 支払基金交付金		20,174,875
	1 支払基金交付金	20,174,875
6 財産収入		172
	1 財産運用収入	172
7 繰入金		11,579,700
	1 一般会計繰入金	11,417,348
	2 基金繰入金	162,352
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		3,615
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 雑入	3,614



款	項	金 額
歲 入	合 計	77,811,480

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,712,638
	1 総務管理費	1,086,735
	2 徴収費	96,955
	3 介護認定調査・審査会費	528,948
2 保険給付費		72,306,257
	1 介護サービス等諸費	65,416,722
	2 介護予防サービス等諸費	1,975,983
	3 その他諸費	42,040
	4 高額介護サービス等費	1,639,477
	5 高額医療合算介護サービス等費	156,824
	6 特定入所者介護サービス等費	3,075,211
3 地域支援事業費		3,791,413
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,340,562
	2 一般介護予防事業費	69,647
	3 包括的支援事業・任意事業費	1,375,904
	4 その他諸費	5,300
4 基金積立金		172
	1 基金積立金	172
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	77,811,480

## 第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納付お知らせセンター運営事業	平成31年度から 平成32年度まで	4,167
介護保険システム再構築事業	平成31年度から 平成32年度まで	900,000

議案第7号

**平成30年度新潟市公債管理事業会計予算**

平成30年度新潟市の公債管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,327,985千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月16日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		51,872,788
	1 他会計繰入金	44,050,185
	2 基金繰入金	7,822,603
2 市債		21,455,197
	1 市債	21,455,197
歳入合計		73,327,985

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公債費		73,327,985
	1 公債費	73,327,985
歳 出 合 計		73,327,985

議案第 8 号

**平成 30 年度新潟市後期高齢者医療事業会計予算**

平成 30 年度新潟市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8, 399, 106 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

平成 30 年 2 月 16 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		6,232,739
	1 後期高齢者医療保険料	6,232,739
2 国庫支出金		11,081
	1 国庫補助金	11,081
3 繰入金		1,949,181
	1 他会計繰入金	1,949,181
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		206,104
	1 延滞金・加算金及び過料	1,305
	2 償還金及び還付加算金	17,177
	3 受託事業収入	187,247
	4 雑入	375
歳入合計		8,399,106



歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		135,411
	1 総務管理費	135,411
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,841,313
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,841,313
3 保健事業費		404,330
	1 健康保持増進事業費	404,330
4 諸支出金		17,552
	1 償還金及び還付加算金	17,552
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		8,399,106

## 第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納付お知らせセンター運営事業	平成31年度から 平成32年度まで	2,778

議案第9号

**平成30年度新潟市下水道事業会計予算**

(総則)

第1条 平成30年度新潟市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水道への接続世帯数 290,000世帯

(2) 年間有収水量 71,534,000<sup>m</sup><sup>3</sup>

1日平均有収水量 195,900<sup>m</sup><sup>3</sup>

(3) 主要な建設改良事業

管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業 17,091,518千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息5,684,960千円の財源に充てるため、企業債104,600千円を借り入れる。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	32,503,907
第1項 営業収益	21,628,671
第2項 営業外収益	10,875,235
第3項 特別利益	1

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	31,168,146
第1項 営業費用	25,480,833
第2項 営業外費用	5,684,960
第3項 特別損失	1,853
第4項 予備費	500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額11,885,905千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額863,853千円、当年度損益勘定留保資金等10,590,977千円及び当年度利益剰余金処分数額431,075千円で補てんするものとする。）。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	26,077,557
第1項 企業債	17,835,600
第2項 国県補助金	5,483,265
第3項 他会計補助金	2,592,958
第4項 負担金	165,734

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	37,963,462
第1項 建設改良費	18,175,623
第2項 企業債償還金	19,787,839

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項, 期間及び限度額は, 次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中部下水処理場調整池築造工事	平成31年度から 平成32年度まで	2,842,000
白山下水道橋耐震補強工事	平成31年度から 平成32年度まで	355,200
横越排水区雨水調整池他築造工事	平成31年度	330,000
坂井輪ポンプ場自家発電設備工事	平成31年度	600,000
鯉潟ポンプ場雨水ポンプ設備工事	平成31年度	61,000
中部下水処理場水処理設備工事	平成31年度	1,044,800
中部下水処理場ポンプ棟受変電設備工事	平成31年度	312,200
中部下水処理場汚泥処理棟受変電設備工事	平成31年度	294,000
中部下水処理場ガスタンク設備工事	平成31年度	332,500
中部下水処理場汚泥脱水機設備工事	平成31年度	500,000
公共下水道建設事業	平成31年度	3,000,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 建設事業	11,274,600	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中でもあっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
流域下水道 建設事業	408,500			
特定環境保全 公共下水道 建設事業	456,900			
公設浄化槽 建設事業	35,100			
農業集落排水 建設事業	25,500			
下水道事業債 (特別措置分)	468,200			
借換債	271,400			
資本費平準化 債	5,000,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,531,630千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,995,613千円である。

平成30年2月16日提出

新潟市長 篠田 昭



議案第10号

平成30年度新潟市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度新潟市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |     |               |                          |
|-----|---------------|--------------------------|
| (1) | 給水戸数          | 327,000戸                 |
| (2) | 年間総配水量        | 98,647,000m <sup>3</sup> |
|     | 1日平均配水量       | 270,000m <sup>3</sup>    |
| (3) | 主要な建設改良事業     |                          |
|     | 基幹管路更新事業      | 2,499,120千円              |
|     | 基幹管路整備事業      | 577,800千円                |
|     | 配水支管更新事業      | 2,478,600千円              |
|     | 阿賀野川浄水場施設整備事業 | 1,895,400千円              |
|     | 配水場施設整備事業     | 209,952千円                |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	17,090,376
第1項 営業収益	15,345,277
第2項 営業外収益	1,430,164
第3項 特別利益	314,935

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	15,406,572
第1項 営業費用	13,779,192
第2項 営業外費用	824,362
第3項 特別損失	798,018
第4項 予備費	5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,774,833千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額664,455千円、当年度損益勘定留保資金4,446,395千円及び建設改良積立金2,663,983千円で補てんするものとする。)

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	5,218,302
第1項 企業債	4,137,000
第2項 国庫補助金	288,801
第3項 出資金	470,000
第4項 固定資産売却代金	1
第5項 消火栓設置負担金	68,000
第6項 補償金	248,500
第7項 投資償還金	6,000

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	12,993,135
第1項 建設改良費	10,098,290
第2項 企業債償還金	2,894,845

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は,次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
浄配水施設再編基本構想策定業務	平成31年度	38,000
送水管更新工事基本設計業務	平成31年度	25,000
取水施設撤去工事設計等業務	平成31年度	40,000
取水施設撤去工事	平成31年度	119,000
浄水用薬品購入経費	平成31年度	140,000
水道週間行事企画・運営業務	平成31年度	9,000
料金システム改修業務	平成31年度	23,000
配水管布設工事	平成31年度	1,800,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
基幹管路更新事業	1,418,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
配水支管更新事業	1,208,000			
阿賀野川浄水場施設整備事業	1,356,000			
配水場施設整備事業	155,000			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2, 8 5 8, 2 8 1 千円

(2) 交際費 2 0 0 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1 8 3, 0 0 0 千円と定める。

平成30年2月16日提出

新潟市長 篠田 昭

議案第11号

**平成30年度新潟市病院事業会計予算**

(総則)

第1条 平成30年度新潟市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

676床 一般病床 652床

精神病床 16床

感染症病床 8床

(2) 年間患者数

入院患者 216,657人

外来患者 253,760人

(3) 主要な建設改良事業

医療情報システム更新事業 2,200,000千円

市民病院器械備品購入 612,360千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業収益	24,592,340
第1項 医業収益	20,880,631
第2項 医業外収益	3,679,606
第3項 附帯事業収益	22,103
第4項 特別利益	10,000

支 出

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業費用	24,427,634
第1項 医業費用	23,840,784
第2項 医業外費用	526,630
第3項 附帯事業費用	49,220
第4項 特別損失	10,000
第5項 予備費	1,000



(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額826,992千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,878千円及び過年度損益勘定留保資金820,114千円で補てんするものとする。）。

収 入

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的収入	3,672,666
第1項 企業債	2,757,300
第2項 負担金交付金	915,366

支 出

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的支出	4,499,658
第1項 建設改良費	2,928,571
第2項 企業債償還金	1,571,087

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	2,757,300	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用、医業外費用、附帯事業費用及び特別損失に計上した経費のうち、次条に定める経費以外の経費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用

(2) 医業費用、附帯事業費用に計上した職員給与費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 11,520,356千円

(2) 交際費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,900,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種類	名称	数量
器械備品・ソフトウェア	医療情報システム	1式
器械備品	頭・腹部血管撮影装置	1式
器械備品	人工呼吸器	5台

平成30年2月16日提出

新潟市長 篠田 昭

議案第12号

### 新潟市学校教育施設整備基金条例の制定について

新潟市学校教育施設整備基金条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月16日提出

新潟市長 篠田 昭

### 新潟市学校教育施設整備基金条例

(設置)

第1条 市が設置する学校教育施設の整備に必要な資金を積み立てるため、新潟市学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用)

第4条 市長は、必要があると認める場合は、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認める場合は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、学校教育施設整備の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分

することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

**新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例の制定について**

新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月16日提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例**

(趣旨)

第1条 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定により，幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定に係る要件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は，法で使用する用語の例による。

(認定こども園の類型)

第3条 認定こども園は，次の各号に掲げるいずれかの類型に該当するものとする。

(1) 幼稚園型認定こども園 次に掲げるいずれかに該当する施設をいう。

ア 幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか，当該教育のための時間の終了後，在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって，次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 当該施設を構成する保育機能施設において，満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い，かつ，当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

(イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

(2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

(職員配置等の基準)

第4条 職員配置は、満2歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満2歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。

2 前項の場合における職員の数は、次に掲げる計算方法によって計算した数（その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を合算して得た数（当該合算して得た数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入した数）とする。

(1) 認定こども園に在籍する満2歳未満の子どもの数を3で除して得た数

(2) 認定こども園に在籍する満2歳以上満3歳未満の子どもの数を6で除して得た数

(3) 認定こども園に在籍する満3歳以上満4歳未満の子どもの数を20で除して得た数

(4) 認定こども園に在籍する満4歳以上の子どもの数を30で除して得た数

3 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、満3歳以上の子どもについて学級を編成し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

（職員の資格）

第5条 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事するものは、保育士の資格を有する者でなければならない。

2 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事するものは、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者となるよう努めなければならない。ただし、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者とするのが困難である場合においては、そのいずれかを有する者でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有し、かつ、保育所等において3年以上児童の保育に従事した経験を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの（幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力をしている者に限る。）を学級担任とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有し、かつ、幼稚園に



において3年以上幼児教育に従事した経験を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの（保育士の資格の取得に向けた努力をしている者に限る。）を当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることができる。

（施設の設備）

第6条 認定こども園の建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていなければならない。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

（1） 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

（2） 子どもの移動時の安全が確保されていること。

2 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める面積以上でなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第4項本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては第4項本文及び第7項）に該当するときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	学級数に相当する数から2を減じて得た数に100を乗じて得た数に320を加えて得た数

3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。

4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存施設が幼

稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が第2項本文に該当するときは、この限りでない。

5 第3項の屋外遊戯場の面積は、次のとおりとする。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって第1号に該当するときは第2号に、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって第2号に該当するときは第1号に該当することを要しない。

(1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(2) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	学級数に相当する数から1を減じて得た数に30を乗じて得た数に330を加えて得た数
3学級以上	学級数に相当する数から3を減じて得た数に80を乗じて得た数に400を加えて得た数

6 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を次に掲げる要件のいずれも満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

(1) 子どもが安全に利用できる場所であること。

(2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。

(3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(4) 前項に規定する屋外遊戯場の面積以上の面積を有する場所であること。

7 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、第3項により置かれるものとされる施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

(食事の提供)

第7条 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができるものとし、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような、体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 受託業者については、認定こども園における食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等を踏まえ、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じた食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよ

う努めること。

- 2 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供が、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行われる場合において、食事の提供を受ける子どもの数が20人に満たないときは、当該幼稚園型認定こども園は、前条第3項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園は、当該食事の提供に必要な調理設備を備えなければならない。

(教育及び保育の内容)

第8条 認定こども園における教育及び保育の内容は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき行うこと。

(2) 子どもの1日の生活のリズム、集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮すること。

(教育及び保育に従事する職員の資質向上等)

第9条 認定こども園は、次に掲げるところに留意して、教育及び保育に従事する職員の資質の向上等を図らなければならない。

(1) 子どもの教育及び保育に従事する者の資質が教育及び保育の要であり、職員自らそのことを認識して資質の向上に努めることが重要であること。

(2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るための職員の日々の指導計画の作成、教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間を確保できるよう、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。

(3) 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。

(4) 教育及び保育並びに子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども

も園の長も含め、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、当該研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等に配慮すること。

(5) 認定こども園の長に、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力を向上させること。

(子育て支援事業の内容)

第10条 認定こども園における子育て支援事業については、次に掲げる事項に留意して実施しなければならない。

(1) 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力を向上させること。

(2) 地域の子育て支援に関する要望を把握するとともに、当該要望に即した事業を実施すること。

(3) 子育て支援事業の実施に当たっては、専任の職員を配置すること。

(認定こども園の長)

第11条 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

2 幼稚園型認定こども園のうち第3条第1号イに掲げるものにおいては、幼稚園又は保育機能施設の施設長は、認定こども園の長を兼ねることができる。

3 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能が総合的に発揮されるために必要な管理及び運営を行う能力を有し、かつ、幼稚園若しくは保育所の長の経験年数が3年以上である者又は幼稚園若しくは保育所等における実務の経験年数が10年以上である者（幼稚園又は保育所等の管理及び運営に従事した経験年数が3年以上の者に限る。）とする。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第12条 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、

1 日につき 8 時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。

(情報の公表)

第 13 条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、次に掲げる事項を積極的に公表しなければならない。

(1) 法第 4 条第 1 項各号に掲げる事項

(2) 職員配置の状況

(3) 施設の設備の概要

(4) 子どもの 1 日の活動内容

(5) 利用料金

(6) 学級数

(7) 開園日数及び開園時間

(8) 苦情相談の窓口及び体制

(公正な取扱いの原則)

第 14 条 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障がいのある子どもその他特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、市との連携を図り、これらの子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

(安全等の体制)

第 15 条 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。

2 認定こども園は、当該認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行

うことができるよう、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。

(運営状況の評価等)

第16条 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

(掲示)

第17条 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をするよう努めるものとする。

(移行の周知)

第18条 法第4条第1項の申請の際現に幼稚園又は保育所等の用に供されている施設の設置者が当該申請をする場合においては、現に当該施設に在籍している子どもの保護者に対し、認定こども園の認定を受けた場合の教育、保育等について十分に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(苦情対応)

第19条 保護者からの苦情に適切に対処するため、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(暴力団等の排除)

第20条 認定こども園は、その運営について、新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員による不当な行為を防止し、及び不当な影響を排除しなければならない。

(廃止の届出)

第21条 認定こども園の設置者（市を除く。次項において同じ。）は、認定こども園を廃止しようとするときは、当該廃止しようとする日の6月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をする場合において、当該認定こども園の設置者は、事前に当該認定こども園に在籍している子どもの保護者に対して、当該認定こども園を廃止することについて十分に説明しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。  
(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して2年間は、第4条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。

(職員の資格に関する特例)

3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、第5条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。

4 第5条第1項及び第4項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同



じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。

5 第5条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 1日につき8時間を超えて開園する認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第4項	第5条第1項及び第4項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	第5条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者

附則第6項	第5条第1項, 第2項及び第4項の規定により置かなければならぬ幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
-------	---	--

議案第 14 号

**新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正について**

新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 16 日提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例**

新潟市地域保健福祉センター条例（平成 9 年新潟市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 江南区曾野木健康センターの項を削り，同表江南区横越健康センターの項中「，会議室，保健指導室」を削る。

附 則

この条例は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第15号

**新潟市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正について**

新潟市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月16日提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例**

新潟市国民健康保険事業財政調整基金条例（平成3年新潟市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「国民健康保険の保険給付」を「国民健康保険事業費納付金（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第2項に規定する納付金をいう。）の納付」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第16号

**新潟市再生可能エネルギー等導入推進基金条例の一部改正について**

新潟市再生可能エネルギー等導入推進基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月16日提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市再生可能エネルギー等導入推進基金条例の一部を改正する条例**

新潟市再生可能エネルギー等導入推進基金条例（平成24年新潟市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムを導入し、環境先進地域の構築に資するための事業に要する経費の財源に充てる」を「エネルギーの自立化及び分散化並びに効率化を図り、地球温暖化対策及び災害に強いまちづくりを推進する」に改める。

第6条第1号中「再生可能エネルギー等の導入に係る計画を策定する」を「地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入及び普及を推進する」に改め、同条第2号中「再生可能エネルギー等を導入する」を「省エネルギーを推進する」に改め、同条第3号中「民間施設における再生可能エネルギー等の導入」を「地域特性をいかしたエネルギーの地産地消」に改め、同条第4号及び第5号を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 17 号

**新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について**

新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定するものとする。

平成 30 年 2 月 16 日提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年新潟市条例第 4 号）の  
一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

農業委員会				
会長	月額	107,500円		
会長職務代理者	同	64,500円	を	
部会長	同	58,000円		
委員	同	43,000円		

」

「

農業委員会				
会長	月額	107,500円以内で、市長が別 に定める額		
会長職務代理者	同	64,500円以内で、市長が別に 定める額	に改め、	
部会長	同	58,000円以内で、市長が別に 定める額		

委員	同	43,000円以内で、市長が別に定める額
----	---	----------------------

」

「

農地利用最適化 推進委員	月額	40,000円
-----------------	----	---------

を

」

「

農地利用最適化 推進委員	月額	40,000円以内で、市長が別に定める額
-----------------	----	----------------------

に改める。

」

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第18号

### 新潟市亀田市民会館条例の一部改正について

新潟市亀田市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月16日提出

新潟市長 篠田 昭

### 新潟市亀田市民会館条例の一部を改正する条例

新潟市亀田市民会館条例（平成16年新潟市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2） 和室

第2条に次の1号を加える。

（7） 調理実習室

第6条を次のように改める。

#### 第6条 削除

別表第1会議室の項中「第1会議室」を「和室1」に改め、同表第2会議室の項中「第2会議室」を「和室2」に改め、同表第3会議室の項中「第3会議室」を「会議室」に改め、同表栄養改善室の項中「栄養改善室」を「調理実習室」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の新潟市亀田市民会館条例の規定により行われた処分、手続その他の行為は、改正後の新潟市亀田市民会館条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。



議案第19号

**新潟市手数料条例の一部改正について**

新潟市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月16日提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市手数料条例の一部を改正する条例**

新潟市手数料条例（平成12年新潟市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表（3）の表25の項及び32の項」を「別表（4）の表20の項及び27の項」に改める。

別表（2）の表中39の項を41の項とし、38の項を40の項とし、37の項を39の項とし、同表36の項中「1件につき 75,000円」を「1件につき 67,000円」に改め、同項を同表38の項とし、同表10の項から35の項までを2項ずつ繰り下げ、同表9の項の次に次のように加える。

10	2以上の事業者による産業廃棄物処理特 例認定申請手数料	1件につき 147,000円
11	2以上の事業者による産業廃棄物処理特 例の変更認定申請手数料	1件につき 134,000円

別表（2）の表に次のように加える。

42	汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申 請手数料	1件につき 124,000円
43	汚染土壌処理業者の合併及び分割の承認 申請手数料	1件につき 124,000円
44	汚染土壌処理業の相続の承認申請手数料	1件につき 124,000円

別表（3）の表を次のように改める。

(3) こども未来部関係

種類		金額
1	受胎調節実地指導員指定証交付手数料	1件につき 4,000円
2	受胎調節実地指導員標識交付手数料	1件につき 3,400円
3	受胎調節実地指導員指定証訂正手数料	1件につき 2,800円
4	受胎調節実地指導員指定証再交付手数料	1件につき 2,800円
5	受胎調節実地指導員標識再交付手数料	1件につき 2,500円
6	股関節超音波検査手数料	1件につき 2,800円

別表（４）の表中１３の項から１７の項までを削り、１８の項を１３の項とし、１９の項から３２の項までを５項ずつ繰り上げる。

別表（８）の表４の項中「１件につき ３７,７００円」を「１件につき ３３,９００円」に改め、同表５の項中「１件につき １７,０００円」を「１件につき １５,０００円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

##### （経過措置）

- 改正後の別表（２）の表３８の項並びに別表（８）の表４の項及び５の項の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 20 号

### 新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 16 日提出

新潟市長 篠田 昭

### 新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例

新潟市ひまわりクラブ条例（平成 5 年新潟市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表北区の項中「新潟市北区太夫浜 1987 番地」を「新潟市北区太夫浜 2045 番地 2」に改め、同表中央区の項中「新潟市中央区稲荷町 3511 番地」を「新潟市中央区栄町 3 丁目 5930 番地 2」に改め、同表江南区の項中「新潟市江南区曾野木 1 丁目 4 番 2 号」を「新潟市江南区鐘木 214 番地 1」に改め、同表西区の項中「新潟市西区五十嵐東 2 丁目 4 番 25 号」を「新潟市西区五十嵐東 2 丁目 5829 番地 12」に改め、同表西蒲区の項中「新潟市西蒲区曾根 1195 番地 1」を「新潟市西蒲区曾根 750 番地」に、「新潟市西蒲区漆山 2648 番地」を「新潟市西蒲区馬堀 4515 番地」に改める。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表中央区の項の改正規定 公布の日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成 30 年 4 月 1 日























































